

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			新設に対するスクラップ
	- 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） （省略）				- 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） （省略）			
1604.14	- - まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお			1604.14	- - まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお			
	- - - 気密容器入りのもの （省略）				- - - 気密容器入りのもの （省略）			
	<u>120</u> - - - - はがつお及びかつお		<u>KG</u>		<u>121</u> - - - - はがつお及びかつお		<u>KG</u>	
	（削除） （削除） （省略）			<u>129</u>	- - - - - 油漬けのもの <u>129</u> - - - - - その他のもの （省略）		<u>KG</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			新設
	(省略)				(省略)			
1605.90	- その他のもの			1605.90	- その他のもの			
	(省略)				(省略)			
	- - その他のもの				- - その他のもの			
	(省略)				(省略)			
	<u>930</u> - - - なまこ（乾燥したのものに限る。）		<u>KG</u>		(新設)			
	<u>990</u> - - - その他のもの		<u>KG</u>	<u>990</u>	<u>- - - その他のもの</u>		<u>KG</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
35.03	3503.00	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他にかわ（第35.01項のカゼイングルーを除く。） （省略） （削除）		K G	35.03	3503.00	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他にかわ（第35.01項のカゼイングルーを除く。） （省略）			貿易量僅少のため統合
900					- その他のもの					
				900	- その他のもの	K G				

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
73.19		鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品			73.19		鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品			貿易量僅少のため統合
<u>7319.10</u>	<u>000</u>	- 縫針、かがり針及びししゅう針		<u>K G</u>	<u>7319.10</u>		- 縫針、かがり針及びししゅう針			
		(削除)			<u>100</u>		- - 手縫針（ししゅう用のものを除く。）	<u>T H</u>	<u>K G</u>	
		(削除)			<u>900</u>		- - その他のもの		<u>K G</u>	
		(省略)					(省略)			

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消化剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 （省略）			84.24	噴射用、散布用又は噴霧用の機器（液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。）、消火器（消化剤を充てんしてあるかないかを問わない。）、スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹付け機その他これに類する噴射用機器 （省略）			貿易量僅少のため統合
8424.81	- その他の機器 - - 農業用又は園芸用のもの （省略） （削除）			8424.81	- その他の機器 - - 農業用又は園芸用のもの （省略）			
900	- - - その他のもの （省略）	NO	KG	300 900	- - - 散粉機 - - - その他のもの （省略）	NO	KG NO KG	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
84.39		繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械 (省略)			84.39		繊維素繊維を原料とするパルプの製造機械及び紙又は板紙の製造用又は仕上げ用の機械 (省略)			貿易量僅少のため統合
<u>8439.20</u>	<u>000</u>	- 紙又は板紙の製造機械 (削除) (削除)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8439.20</u>		- 紙又は板紙の製造機械			
						<u>100</u>	- - 抄紙機	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
						<u>900</u>	- - その他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
84.48	第84.44 項から第84.47 項までの機械の補助機械 (例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機)並びに第84.44 項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針) (省略) - 第84.45 項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 (省略)			84.48	第84.44 項から第84.47 項までの機械の補助機械 (例えば、ドビー、ジャカード、自動停止装置及びシャトル交換機)並びに第84.44 項からこの項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(例えば、スピンドル、スピンドルフライヤー、針布、コーム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフレーム及びメリヤス針) (省略) - 第84.45 項の機械又はその補助機械の部分品及び附属品 (省略)			貿易量僅少のため統合
<u>8448.33</u>	<u>000</u>			<u>8448.33</u>	<u>- - スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー</u>			
			<u>K G</u>		<u>- - - スピンドル</u> <u>- - - トラベラー</u> <u>- - - その他のもの</u>	<u>N O</u> <u>T H</u>	<u>K G</u> <u>K G</u> <u>K G</u>	
		(削除)		<u>100</u>				
		(削除)		<u>300</u>				
		(削除)		<u>900</u>				

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
84.52		ミシン（第84.40 項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー (省略)			84.52		ミシン（第84.40 項の製本ミシンを除く。）、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー (省略)			貿易量僅少のため統合
<u>8452.30</u>	<u>000</u>	<u>- ミシン針</u> (削除) (削除)	<u>TH</u>	<u>KG</u>	<u>8452.30</u>		<u>- ミシン針</u> <u>- - 家庭用ミシンのもの</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>TH</u>	<u>KG</u>	
						<u>100</u>				
						<u>900</u>				

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン (省略)			84.57		金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン (省略)			貿易量僅少のため統合
<u>8457.20</u>	<u>000</u>	<u>- ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）</u> (削除) (削除)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8457.20</u>		<u>- ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）</u> <u>- - 数値制御式のもの</u> <u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
					<u>100</u>			<u>NO</u>	<u>KG</u>	
					<u>900</u>			<u>NO</u>	<u>KG</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				貿易量僅少のため統合
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
84.74	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プasterその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機 (省略)			84.74	選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び捏和機（固体状、粉状又はペースト状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プasterその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鋳物用砂型の造型機 (省略)			
<u>8474.31</u>	<u>000</u> - 混合機及び捏和機 - - <u>コンクリート又はモルタルの混合機</u> (削除) (削除) (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8474.31</u>	- 混合機及び捏和機 - - <u>コンクリート又はモルタルの混合機</u> - - - <u>コンクリートミキサー</u> - - - <u>その他のもの</u> (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
<u>8474.80</u>	<u>000</u> - <u>その他の機械</u> (削除) (削除) (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8474.80</u>	- <u>その他の機械</u> - - <u>鋳物用砂型の造型機</u> - - <u>その他のもの</u> (省略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
85.01	電動機及び発動機（原動機とセットにした発電機を除く。） （省略） - その他の直流電動機及び直流発電機 （省略）			85.01	電動機及び発動機（原動機とセットにした発電機を除く。） （省略） - その他の直流電動機及び直流発電機 （省略）			貿易量僅少のため統合
<u>8501.34</u>	<u>000</u> - - 出力が375 キロワットを超えるもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	<u>8501.34</u>	<u>- - 出力が375 キロワットを超えるもの</u>			
	（削除）			<u>100</u>	<u>- - - 直流電動機</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	（削除）			<u>200</u>	<u>- - - 直流発電機</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	（省略）				（省略）			
	- 交流発電機				- 交流発電機			
	（省略）				（省略）			
8501.64	- - 出力が750 キロボルトアンペアを超えるもの （削除） （削除） （省略）			8501.64	- - 出力が750 キロボルトアンペアを超えるもの <u>- - - ウォータータービン式のもの</u> <u>- - - 蒸気タービン式のもの</u> （省略）	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	900 - - - その他のもの	NO	KG	900	- - - その他のもの	NO	KG	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
87.04	貨物自動車 (省略) - その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関を 搭載したものに限る。) (省略)			87.04	貨物自動車 (省略) - その他のもの(ピストン式火花点火内燃機関を 搭載したものに限る。) (省略)			貿易量僅少の ため統合
<u>8704.32</u>	<u>- - 車両総重量が5トンを超えるもの</u> (削除) (削除) <u>- - - シリンダー容積が4,500 立方センチメー トル以下のもの</u>			<u>8704.32</u>	<u>- - 車両総重量が5トンを超えるもの</u> <u>- - - ノックダウンのもの</u> <u>- - - その他のもの</u> <u>- - - - シリンダー容積が4,500 立方センチメー トル以下のもの</u>		<u>ST</u>	
<u>915</u>	<u>- - - - 中古のもの</u>		<u>NO</u>	<u>915</u>	<u>- - - - 中古のもの</u>		<u>NO</u>	
<u>919</u>	<u>- - - - その他のもの</u> <u>- - - シリンダー容積が4,500 立方センチメー トルを超えるもの</u>		<u>NO</u>	<u>919</u>	<u>- - - - その他のもの</u> <u>- - - - シリンダー容積が4,500 立方センチメー トルを超えるもの</u>		<u>NO</u>	
<u>925</u>	<u>- - - - 中古のもの</u>		<u>NO</u>	<u>925</u>	<u>- - - - 中古のもの</u>		<u>NO</u>	
<u>929</u>	<u>- - - - その他のもの</u>		<u>NO</u>	<u>929</u>	<u>- - - - その他のもの</u>		<u>NO</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧							
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位					
87.11	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー - シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの （削除） （削除）			87.11	モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）、補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー - シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの - - <u>ノックダウンのもの</u> - - <u>その他のもの</u>						
8711.10				8711.10				100	ST		
<u>910</u>				- - <u>中古のもの</u>				<u>NO</u>	<u>910</u>	- - - <u>中古のもの</u>	<u>NO</u>
<u>920</u>				- - <u>その他のもの</u>				<u>NO</u>	<u>920</u>	- - - <u>その他のもの</u> （省略）	<u>NO</u>

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
87.14		部分品及び附属品（第87.11 項から第87.13 項までの車両のものに限る。） （省略） - その他のもの （省略）			87.14		部分品及び附属品（第87.11 項から第87.13 項までの車両のものに限る。） （省略） - その他のもの （省略）			貿易量僅少のため統合
<u>8714.92</u>	<u>000</u>	<u>- - リム及びスポーク</u> （削除） （削除）		<u>K G</u>	<u>8714.92</u>		<u>- - リム及びスポーク</u> <u>- - - リム</u> <u>- - - スポーク</u>	<u>N O</u> <u>D Z</u>	<u>K G</u> <u>K G</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
89.01	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけ その他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送 用のものに限る。）			89.01	客船、遊覧船、フェリーボート、貨物船、はしけ その他これらに類する船舶（人員又は貨物の輸送 用のものに限る。）			貿易量僅少の ため統合
<u>8901.10</u>	<u>000</u> - 客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主と して人員の輸送用に設計したのものに限る。）及 びフェリーボート	<u>NO</u>	<u>GT</u>	<u>8901.10</u>	- 客船、遊覧船その他これらに類する船舶（主と して人員の輸送用に設計したのものに限る。）及 びフェリーボート			
	(削除)			<u>100</u>	- - 客船	<u>NO</u>	<u>GT</u>	
	(削除)				- - その他のもの			
	(削除)			<u>910</u>	- - - 新造のもの（鉄鋼製のものに限る。）	<u>NO</u>	<u>GT</u>	
	(削除)			<u>990</u>	- - - その他のもの	<u>NO</u>	<u>GT</u>	
<u>8901.20</u>	<u>000</u> - タンカー	<u>NO</u>	<u>GT</u>	8901.20	- タンカー			
	(削除)			<u>100</u>	- - 新造のもの	<u>NO</u>	<u>GT</u>	
	(削除)			<u>900</u>	- - その他のもの	<u>NO</u>	<u>GT</u>	
<u>8901.30</u>	<u>000</u> - 冷蔵船及び冷凍船（第8901.20号のものを除く 。）	<u>NO</u>	<u>GT</u>	8901.30	- 冷蔵船及び冷凍船（第8901.20号のものを除く 。）			
	(削除)			<u>100</u>	- - 新造のもの	<u>NO</u>	<u>GT</u>	
	(削除)			<u>900</u>	- - その他のもの	<u>NO</u>	<u>GT</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
			NO	GT					NO	GT
89.02					89.02					貿易量僅少のため統合
<u>8902.00</u>	<u>000</u>	<u>漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶</u>	<u>NO</u>	<u>GT</u>	<u>8902.00</u>		<u>漁船及び工船その他漁獲物の加工用又は保存用の船舶</u>			
		(削除)				<u>100</u>	<u>- 新造のもの(鉄鋼製のものに限る。)</u>	<u>NO</u>	<u>GT</u>	
		(削除)				<u>900</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>GT</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
89.05		照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム （省略）			89.05		照明船、消防船、しゅんせつ船、クレーン船その他の船舶（航行以外の機能を主とするものに限る。）、浮きドック及び浮遊式又は潜水式の掘削用又は生産用のプラットホーム （省略）			貿易量僅少のため統合
<u>8905.90</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>GT</u>	<u>8905.90</u>		<u>- その他のもの</u>			
		（削除）				<u>200</u>	<u>- - クレーン船その他これに類する作業船</u>	<u>NO</u>	<u>GT</u>	
		（削除）				<u>900</u>	<u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>GT</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
90.15	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀 （省略）			90.15	土地測量（写真測量を含む。）用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器（羅針盤を除く。）及び測距儀 （省略）			貿易量僅少のため統合
9015.90	- 部分品及び附属品 （省略）			9015.90	- 部分品及び附属品 （省略）			
	<u>900</u> - - その他のもの （削除）		<u>KG</u>		<u>- - その他のもの</u>			
				<u>910</u>	<u>- - - 土地測量用機器のもの</u>		<u>KG</u>	
				<u>990</u>	<u>- - - その他のもの</u>		<u>KG</u>	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧				
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
90.22	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）			90.22	エックス線、アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器（放射線写真用又は放射線療法用のものを含むものとし、医療用又は獣医用のものであるかないかを問わない。）			貿易量僅少のため統合
	高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の機、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機				高電圧発生機、制御盤、スクリーン並びに検査用又は処置用の機、いすその他これらに類する物品及びエックス線管その他のエックス線の発生機			
	(省略)				(省略)			
9022.90	- その他のもの（部分品及び附属品を含む。）			9022.90	- その他のもの（部分品及び附属品を含む。）			
	(削除)			100	- - アルファ線、ベータ線又はガンマ線を使用する機器の部分品及び附属品		K G	
	(削除)				- - その他のもの			
	(削除)							
	<u>910</u> - - 医療用のもの		K G	<u>910</u>	- - - 医療用のもの		K G	
	<u>990</u> - - その他のもの		K G	<u>990</u>	- - - その他のもの		K G	

2004年 輸出統計品目表改正

新				旧						
統計品目番号		品名	単位		統計品目番号		品名		単位	
94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。） （省略） - 部分品 （省略）			94.05		ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。） （省略） - 部分品 （省略）			貿易量僅少のため統合
<u>9405.99</u>	<u>000</u>	<u>- - その他のもの</u> （削除） （削除）		<u>K G</u>	<u>9405.99</u>		<u>- - その他のもの</u> <u>- - - 卑金属製のもの</u> <u>- - - その他のもの</u>			
									<u>K G</u> <u>K G</u>	